

全柔連発第 21-0963 号

2021 年 12 月 7 日

加盟団体 会長 殿

全国高等学校体育連盟柔道専門部 部長 殿

日本中学校体育連盟柔道競技部 部長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟

専務理事 中 里 壮 世



「入れ墨」をしている選手の大会等における取扱いについて（ご通知）

平素より、本連盟の諸事業に対し、ご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、本連盟では、平成28年12月20日付け文書にて「入れ墨」をしている選手（高校生以下）の大会等における取扱いについてご通知申し上げておりましたが、2021年度第6回理事会において、その取扱いの見直しについて協議し、今後は下記の通り取扱うことを決議いたしました。

つきましては、貴団体（下部団体を含む）主催の高校生以下の大会におきましても、「入れ墨」をしている選手について下記の通りお取扱い頂きますようご依頼申し上げます。

記

1. 趣旨（目的）

「入れ墨」に関しては、平成 28 年 12 月 20 日付通知において当面の取扱いを通知したところであるが、今般社会情勢の変化等に鑑みその取扱いを変更することとしたので、周知徹底を図られたい。

2. 「入れ墨」の定義

本通知にいう「入れ墨」とは、「刺青（しせい）」「タトゥー」のいずれも、彫り物（身体を傷つけることで模様を残す行為）をするという点において本質的に変わるところはないことから、「刺青」及び「タトゥー」の双方を含み、模様、大きさは問わないものとする。

3. 「入れ墨」をしている選手の取扱い

大会出場に際しては、原則として「入れ墨」をシャツ、テープ等で隠すこととする。

以上